

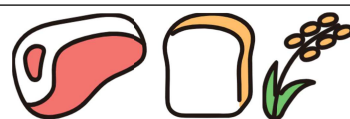
市内の経済活性化を図るため、中小企業者や6次産業化に取り組む農業者を支援します！

江別市特産品開発事業補助金

(1) 事業目的・補助対象事業

●地域資源を活用した **特産品の開発** や **既存の特産品の改良** に関して、補助する制度です！

特産品とは：



市内において、原材料の主要な部分が生産されたものをいいます。

●補助対象事業

特産品の開発

地域の資源を活用し、新たな特産品を生み出します。

既存の特産品の改良

既存特産品のさらなる魅力向上を目指します。

※上記いずれかの事業が完了し、販売開始または販売を前提としている場合に補助します。

(2) 補助金額、対象経費

●補助金額

補助率	補助事業に要した補助対象経費総額の 2分の1を補助 します。
補助上限	50万円です。 ※算出した金額の1,000円未満は切り捨てます。



●補助対象経費は、

消耗品費、委託費、賃借料、原材料費（試作に要する費用に限ります。）、検査費 等

(3) 申請から交付までの流れ

① 事前相談

② 交付申請

③ 事業実施

④ 実績報告

⑤ 補助金請求

補助金交付

①事前相談 : 申請をご検討の際は、「(5) お問合せ先」にご相談ください。

②交付申請 : 市へ、申請書一式をご提出ください。
補助決定後、決定通知書を送付します。

補助交付決定前に着手した事業は対象とならないので、ご注意ください。

③事業実施

④実績報告 : 事業終了（販売開始または販売が見込めると認められる時点）後、市に実績報告書一式をご提出ください。
市から、補助金額の確定を通知します。

⑤補助金請求 : 補助金の請求書を作成し、市に提出してください。
※なお必要と認められる場合は、事業完了前に補助金の概算払いを受けることができます。この場合、事業完了後の事業実績に応じて差額を精算します。



(4) よくあるご質問

Q1 :	同一年度にいくつかの補助金を受けることができるか。
A1 :	可能です。ただし、同一年度内で、同一の申請者に補助金を複数回交付する場合の当該補助金の合計額は、補助限度額以内とします。
Q2 :	補助事業の実施に当たり、収入を得ることができるか。
A2 :	協賛金や寄附金などの収入は事業計画に含めることは可能です。ただし、当該収入が所定の計算に基づいて得た額を超える場合は、その額を補助金額から減額します。
Q3 :	他の補助金と併用はできるか。
A3 :	同一事業において、本補助金と趣旨を同じくする他の補助金を併用することはできません。
Q4 :	交付決定通知を受け取った後、計画に変更が生じた場合はどうすればよいか。
A4 :	原則、事業実施前にあらかじめ変更申請を市に提出する必要があります。お気軽に市にご相談ください。

(5) お問合せ先

江別市経済部商工労働課

〒067-8674 江別市高砂町6番地 江別市役所第二別館2階

Tel : 011-381-1023

E-mail : shoko@city.ebetsu.lg.jp



詳細はこちら（市 HP）